

大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置仕様書

1. 募集内容

(1) 案件名称

大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置

(2) 設置場所

大阪市大正区役所 2階窓口サービス課待合スペース

別紙「設置場所図」参照

(3) 内容

設置事業者は、大阪市大正区役所庁舎内に広告入りテレビモニター（以下、「広告入りモニター」という。）を設置する。設置事業者は広告主を募集し、広告入りモニターに民間企業等の広告を掲載することができるものとする。

(4) 広告入りモニターの基本構成

広告入りモニター等の基本構成は、次のとおりとする。

①機器の構成

- ・本市広報及び広告に必要とされるモニター（1台）
- ・モニターが機能するために必要な機器（一式）
- ・可動式でストッパー機能が付いていること。

②モニター

- ・行政情報提供画面、広告掲載画面が表示できること。
- ・画面は 42 インチ程度とし、ラック等に搭載し可動できるものとする。また、高さは 2,190 mm までとし、できる限り薄型で場所をとらないものとする。
- ・市民に分かりやすく、画像は鮮明に見えるものであること。
- ・音声が出る機能を有すること。
- ・プログラムによる自動電源 ON/OFF 機能を有すること。
- ・赤外線式リモコンが付属していること。
- ・来庁者が衝突した場合に備え、角には緩衝材を貼り付け、足もとには引っ掛かりにくい工夫がされていること。

③行政情報提供画面、広告掲載画面

- ・市民に便利で分かりやすく、広告の価値を高められる仕様とすること。
- ・行政情報は、原則として全体の 4 分の 1 以上の時間を放映すること。
- ・放映する行政情報や広告内容の入れ替えについては、設置事業者が行うこと。

(5) 行政情報（本市広報）

本市が提供する資料等により製作すること。

(6) 広告枠

広告主の広告を表示できること。（写真・名称・所在・電話番号等）

(7) 開庁時間

月曜日～木曜日・第4日曜日：午前9時から午後5時30分まで

金曜日：午前9時から午後7時まで

その他、臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日時等）

（土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁）

(8) 設置日時

当区担当者と調整のうえ、設置日時を決めること。ただし、設置期間中も本市業務に支障がないようにすること。

(9) 保守・運用

- ・設置事業者は、機器設置後、機器の運用に支障が生じないように保守を行うこと。
- ・設置事業者は、機器設置後に故障が発生した場合、又は機器の運用に支障が生じるおそれがある場合には、速やかに代替機を用意するなど継続運用に責任を負うとともに、迅速に問題の解決を図ること。
- ・機器の保守・運用に伴って生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、当区の責めに帰すべき場合を除き、設置事業者が全額負担すること。
- ・機器の保守・運用に要する経費については、設置事業者が全額負担すること。

(10) 機器操作の研修

行政財産使用許可の承認後、設置事業者は速やかに当区担当者と協議を行い、当区職員を対象に機器の操作方法等に関する操作研修会を設けること。その際、書面の説明資料を配布すること。

操作研修会に要する費用は、設置事業者が全額負担すること。ただし、会場として大正区役所を使用する場合の光熱水費はこの限りではない。

(11) 原状回復

設置事業者は設置期間終了後、設置場所付近を設置前の状態に回復すること。

(12) その他

- ①設置・移設・撤去等に関する一切の費用は、設置事業者が負担すること。
- ②破損・汚損や広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、機器に異常が発生した時は、速やかに必要な調整、修理等を行うこと。
- ③広告枠の掲載内容については、掲載予定日の10営業日前までに、見本を当区担当者へ提出し、承認を得ること。
- ④「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑤広告入りモニター運用にかかる電気使用料については、設置事業者が設置した機器のVA（ボルトアンペア）あるいはW（ワット）数に応じた年間電気使用料を、設置事業者が負担するものとする。

2. 使用料等の支払

使用料及び電気使用料について、本市が発行する納入通知書により、期日までにそれぞれ全額を一括納付すること。支払われた使用料は返還しない。(ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合を除く。)

3. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領によるものとする。
- (2) 大阪市及び区役所の信頼・品位を損なうことの無いよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、当区の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。